

新型コロナウイルス生活応援事業実施要綱

令和3年6月29日制定

(目的)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染拡大により、影響を受けている市民税非課税世帯等の経済的負担の軽減を図るとともに、地域における消費を喚起・下支えするために実施する新型コロナウイルス生活応援事業（以下「事業」という。）について、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 防府市商品券（以下「商品券」という。） 前条の目的を達するために、防府市によって給付される文書をいう。
- (2) 給付対象世帯 別記1に掲げる商品券が給付される世帯をいう。

(商品券の支給)

第3条 市長は、給付対象世帯に対し、この要綱に定めるところにより、商品券を給付する。

(給付される商品券の額)

第4条 前条の規定により給付対象世帯に対して給付する商品券の額は、1世帯につき1万円とし、内訳は、額面千円の券を10枚とする。

(申請・受給権者)

第5条 事業に係る商品券の給付の申請・受給権者は、令和3年7月1日（以下「基準日」という。）現在の住民基本台帳にある世帯の世帯主（ただし、当該世帯主が基準日以降に死亡した場合において、他の世帯構成者がいる場合には、その中から新たに当該世帯の世帯主となった者（これにより難しい場合は、死亡した世帯主以外の世帯構成者のうちから選ばれた者））であることとする。

(給付申請)

第6条 商品券の給付を希望する世帯の世帯主は、「新型コロナウイルス生活応援事業」防府市商品券給付申請書（様式第1号）により、次に掲げる住所

への郵送、又は同窓口において申請を行う。

住所 郵便番号 747-8501 防府市寿町七番一号 防府市社会福祉課

2 前項による給付申請期間は、令和3年7月27日から令和3年9月30日までの間とする。

(代理人の範囲)

第7条 申請者に代わり、代理人として前条の規定による申請及び受給を行うことができる者は、原則として次の各号に掲げる者に限る。

- (1) 基準日時点において申請者の属する世帯の世帯構成者
- (2) 法定代理人（親権者、未成年後見人、成年後見人、代理権付与の審判がなされた保佐人及び代理権付与の審判がなされた補助人）
- (3) 親族その他の平素から申請者本人の身の回りの世話をしている者等で市長が特に認める者

2 代理人が商品券の給付の申請及び受給をするときは、当該代理人は申請書に加え、原則として委任状（申請書の委任欄への記載を含む。）を提出する。また、この場合、市長は、委任者である世帯主及び代理人の公的身分証明書の写し等の提出又は提示を求めること等により、代理人が当該代理人本人であることを確認する。

3 市長は、代理人が第1項第1号の者にあつては、住民基本台帳により、また、同項第2号及び第3号の者にあつては、市長が別に定める方法により、代理権を確認するものとする。

(給付の決定及び給付方法)

第8条 市長は、第6条の規定により提出された申請書を受理したときは、速やかに内容を確認の上、給付を決定し、当該給付対象世帯の世帯主に対し商品券を給付する。ただし、内容に疑義がある場合には、当該申請者に対し電話等により連絡し、必要な資料や説明を求めるものとする。

2 商品券の給付方法は、原則として、第5条により規定された者へ簡易書留郵便での郵送により行う。ただし、第7条の規定により、代理人へ受給を委任した場合は、代理人へ簡易書留郵便により郵送する。

(事業による商品券の給付等に関する周知等)

第9条 市長は、事業の実施に当たり、商品券の給付対象世帯の要件、申請の

方法、申請受付開始日等の事業の概要について、広報その他の方法により住民への周知を行う。

(申請が行われなかった場合等の取扱い)

第10条 市長が前条の規定による周知を行ったにもかかわらず、給付対象世帯から第6条第2項の申請期限までに第6条第1項の規定による申請が行われなかった場合、給付対象世帯が事業にかかる商品券の給付を受けることを辞退したものとみなす。

2 申請内容等に疑義があり、市長が第8条の規定により、当該申請者に対し、必要な資料や説明を求めたにもかかわらず申請書の補正等が行われず、給付決定不能や、給付決定後の商品券の送付不能等があり、市長が確認等に努めたにもかかわらず給付対象世帯の責に帰すべき事由により給付ができなかったときは、当該申請が取り下げられたものとみなす。

(不当利得の返還)

第11条 市長は、商品券の給付を受けた後に給付対象世帯の要件に該当しなくなった世帯又は偽りその他不正の手段により商品券の給付を受けた世帯に対しては、給付を行った商品券の返還を求める。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第12条 事業による商品券の給付を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(その他)

第13条 この要綱の実施のために必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年6月29日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年8月26日から施行する。

別記（第2条関係）

1 給付対象世帯

下記の給付対象世帯に対して、商品券を1世帯につき1万円分給付する。

(1) 事業による商品券は、次の①から③までのいずれかの要件に該当する世帯員で構成され、かつ④の要件に該当する世帯に給付する。

① 令和3年7月1日（以下「基準日」という。）において、防府市の住民基本台帳に記録されている者であること。

② 基準日以前に、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「住基法」という。）第8条の規定に基づき住民票を消除されていた者で、基準日において、日本国内で生活していたが、いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されておらず、かつ、基準日の翌日以後初めて市町村の住民基本台帳に記録されることとなったもののうち、転出の予定年月日（住基法第24条に規定する転出の予定年月日をいう。次項において同じ。）が基準日以前となっている転出届（同条の規定による届出をいう。次項において同じ。）を防府市に行った者であって、転入をした年月日（住基法第22条第1項に規定する転入をした年月日をいう。次項において同じ。）が基準日の翌日以降である転入届（同項の規定による届出をいう。次項において同じ。）をいずれかの市町村に行ったことが住基法第9条第1項の規定による転入の通知により確認されたもの

③ 基準日以前に、住基法第8条の規定に基づき住民票を消除されていた者で、基準日において、日本国内で生活していたが、いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されておらず、かつ、基準日の翌日以後初めて防府市の住民基本台帳に記録されることとなったもの（転出の予定年月日が基準日以前となっている転出届をいずれかの市町村に行った者で、転入した年月日が基準日の翌日以降である転入届を防府市へ行った者を除く。）

④ 令和3年度分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第328条（同法第736条第3項で準用する場合を含む。）の規定によって課する所得割を除く。以下この項において「市町村民税」という。）が

課されていない者又は防府市の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者（当該市町村民税が課されている者（当該市町村民税を免除された者を除く。）の扶養親族等（同法の規定による控除対象配偶者、配偶者特別控除における配偶者、扶養親族、青色事業専従者及び白色事業専従者をいう。ただし、当該市町村民税が課されている扶養者が基準日現在において、死亡している場合を除く。以下同じ。）を除く。）である者。

(2) 前項の規定にかかわらず、基準日において、次のいずれかに該当する世帯は、給付対象としないこととする。

① 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者（ただし、基準日に保護が停止されていた者及び令和3年7月2日から8月31日までの間に保護が廃止又は停止された者を除く。）

② 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）に基づく支援給付（以下この項において「支援給付」という。）の受給者（ただし、基準日に支援給付の支給が停止されていた者及び令和3年7月2日から8月31日までの間に支援給付の支給が廃止又は停止された者を除く。）

③ ハンセン病問題の解決の促進に関する法律（平成20年法律第82号）第15条第3項の規定によるハンセン病療養所非入所者給与金の受給者（援護加算（ハンセン病問題の解決の促進に関する法律施行規則（平成21年厚生労働省令第75号）第15条第3項に規定する援護加算をいう。以下この項において同じ。）の受給者に限り、基準日に援護加算の認定を停止されていた者及び令和3年7月2日から8月31日までの間に援護加算の認定を廃止又は停止された者を除く。）

④ ハンセン病問題の解決の促進に関する法律第19条の規定による援護（以下この項において「援護」という。）を受けている者（基準日に援護が停止されていた者及び令和3年7月2日から8月31日までの間に援護が廃止又は停止された者を除く。）

(3) (1) の規定にかかわらず、商品券の給付が決定される日において、

日本国籍を有しない者のうち、住基法第30条の45の表の上欄に掲げる者に該当しない者は、給付対象としないこととする。

(4) 基準日において、以下の①から⑥までのいずれかに該当する児童等（児童（基準日において満18歳に満たない者（平成15年7月3日以降に生まれた者）をいう。以下同じ。）及び児童以外の者（児童以外の基準日において、原則として満22歳に達する日の属する年度の末日までにある者（疾病等やむを得ない事情による休学等により、当該年度の末日を越えて在学している場合を含む。））をいう。以下同じ。）であって、その旨を防府市に申し出たものについては、（1）の①の要件の適用に当たっては、当該児童等が以下の①から⑥に規定する措置等を実施している防府市の施設等に居住している場合には、防府市の住民基本台帳に記録されている者とみなし、（1）の④の要件の適用に当たっては、当該児童等の保護者（児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する保護者をいう。以下同じ。）の扶養親族等には該当しないものとみなすこと。ただし、基準日において、以下の③、④又は⑥に該当する満15歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した児童等である父又は母（以下この（4）において「児童等である父又は母」という。）がその子である児童（以下この（4）において「子である児童」という。）と同一の施設に入所している場合については、当該児童等である父又は母及び子である児童は、児童等である父又は母の保護者の扶養親族等には該当しないものとみなすが、子である児童については、児童等である父又は母の扶養親族等とみなすこと。

① 児童福祉法の規定により同法に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者又は同法に規定する里親に委託されている児童等（保護者の疾病、疲労その他の身体上若しくは精神上又は環境上の理由により家庭において養育することが一時的に困難となったことに伴い、2か月以内の期間を定めて行われる委託をされている者を除き、児童以外の者にあつては、同法の規定及び「社会的養護自立支援事業等の実施について（平成29年3月31日付雇児発0331第10号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）」により、委託されているものに限る。）

- ② 児童福祉法の規定により障害児入所給付費の支給を受けて若しくは同法の規定により入所措置が採られて同法に規定する障害児入所施設（以下「障害児入所施設」という。）に入所し、若しくは同法の規定により同法に規定する指定医療機関（以下「指定医療機関」という。）に入院し、又は同法の規定により入所措置が採られて同法に規定する乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設（以下「乳児院等」という。）に入所している児童等（当該児童心理治療施設又は児童自立支援施設に通う者並びに2か月以内の期間を定めて行われる障害児入所施設への入所若しくは指定医療機関への入院又は保護者の疾病、疲労その他の身体上若しくは精神上又は環境上の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となったことに伴い、2か月以内の期間を定めて行われる乳児院等への入所をしている者を除き、児童以外の者にあつては、同法の規定及び「社会的養護自立支援事業等の実施について」により、入所又は入院している者に限る。）
- ③ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）の規定により同法に規定する介護給付費等の支給を受けて又は身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）若しくは知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）の規定により入所措置が採られて、障害者支援施設（障害者総合支援法に規定する障害者支援施設をいう。）又はのぞみの園（独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成14年法律第167号）の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設をいう。）に入所している児童（2か月以内の期間を定めて行われる入所をしている者を除き、児童のみで構成する世帯に属している者に限る。）
- ④ 売春防止法（昭和31年法律第118号）に規定する婦人保護施設に入所している児童等（2か月以内の期間を定めて行われる入所をしている者及び一時保護委託がされている者を除き、児童等のみで構成する世帯に属している者に限る。）
- ⑤ 児童福祉法の規定により同法に規定する児童自立生活援助事業におけ

- る住居に入居している児童等（2か月以内の期間を定めて行われる入居をしている者を除き、児童以外の者にあつては、同法の規定及び「社会的養護自立支援事業等の実施について」により、入居している者に限る。）
- ⑥ 児童福祉法の規定により同法に規定する母子生活支援施設に入所している児童等（2か月以内の期間を定めて行われる入所をしている者を除き、児童等のみで構成する世帯に属している者に限る。）
- (5) いずれかの市町村の住民基本台帳に記録されている者のうち、配偶者等からの暴力を理由に、基準日において防府市に避難しており、配偶者等と生計を別にしている者（以下「DV避難者」という。）及びその同伴者であつて、基準日において防府市にその住民票を移しておらず、次に掲げる①から③までの要件のいずれかを満たしており、その旨を市長に申し出たものについては、(1)の①の要件の適用に当たっては、当該DV避難者を防府市の住民基本台帳に記録されている者であり、かつ配偶者等と別世帯とみなし、(1)の④の要件の適用に当たっては、その配偶者等の扶養親族等には該当しないものとみなす。
- ① その配偶者に対し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第10条に基づく保護命令（同条第1項第1号に基づく接近禁止命令又は同項第2号に基づく退去命令）が出されていること。
- ② 婦人相談所による「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」（地方公共団体の判断により、婦人相談所以外の配偶者暴力対応機関が発行した確認書を含む。）が発行されていること。
- ③ 住民基本台帳事務処理要領（昭和42年自治振第150号自治省行政局長等から各都道府県知事あて通知）に基づく支援措置の対象となっていること。
- (6) 基準日において、以下の①又は②のいずれかに該当する者については、(1)の④の要件の適用に当たっては、当該者の養護者の扶養親族等には該当しないものとみなすこと。
- ① 障害者（障害者基本法（昭和45年法律第84号）に規定する障害者をいう。）のうち、養護者（障害者虐待の防止、障害者の養護者に対す

る支援等に関する法律（平成23年法律第79号）に規定する養護者をいう。）から虐待を受けたことにより、同法第9条第2項の規定による入所又は入居（以下「入所等」という。）の措置が採られている者（2か月以内の期間を定めて行われる入所等をしている者を除く。）

- ② 高齢者（高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）第2条第1項に規定する高齢者をいう。）のうち、養護者（同条第2項に規定する養護者をいう。）から虐待を受けたことにより、同法第9条第2項の規定による入所等の措置が採られている者（2か月以内の期間を定めて行われる入所等をしている者を除く。）

（7）給付対象世帯が次の各号のいずれかに該当する旨、市長に申し出た場合は、次の①から③に定める者を申請・受給権者とする。

- ① 施設入所等児童である場合 当該施設入所等児童等
- ② DV避難者が（5）の①から③までの要件のいずれかを満たしている場合 当該DV避難者
- ③ 措置入所等障害者・高齢者である場合 当該措置入所等障害者・高齢者